

取組 2 4 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康管理

【担当所属：学校人事課 福利課】

1 現状

(1) 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備

① 教員の多忙な現状

教育に対する要望が多様化・複雑化し、新たな学校課題が増えていく中、教員は、児童生徒の健全育成のため、学習指導や生徒指導以外にも、各種会議や研修会の資料準備、通信等の作成、部活動指導等、日々、多岐にわたって取り組んでいます。

② 同僚性の希薄化

学校は一つの組織体であるという認識が弱くなっている傾向があったり、児童生徒数の減少による学校の小規模化を背景に、同じ学年の教員が学び合うなどの同僚性が十分に発揮されていないという指摘があります。

③ 教職員のメンタルヘルスケア

多忙な現状から精神的な負担感を抱える教職員も少なくない中、教職員が笑顔で元気に児童生徒と触れ合えるよう、教職員同士が悩みや不安を気軽に相談したり共有したりできる職場環境づくりを推進しています。

④ 効率化に向けての取組

現在、県教育委員会では、教材研究や児童生徒に寄り添う時間を確保するため、次のような取組を行っています。

- ・校務のIT化を進め、打合せの縮減や文書作成において効率化を図っています。
- ・時間的なゆとりを生み出すために、会議や研修、調査等の見直しを行っています。
- ・他の教員への指導助言等、本来の職務に専念できるよう、教務主任の指導時数を軽減しています。

教務主任の週当たりの平均指導時間	小学校…15.4時間 (24.9時間)
	中学校…13.8時間 (19.1時間)
	※H25実績 ()内は教務主任以外の週当たりの指導時間の平均

⑤ 学校におけるハラスメント

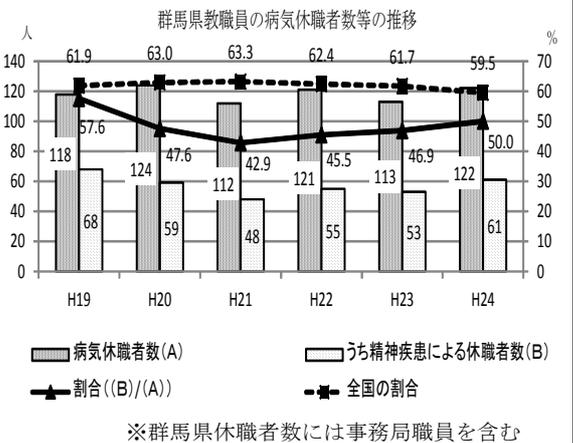
教職員の不適切な発言や行為により児童生徒・保護者や他の教職員の尊厳や人格を侵害することがないように、未然防止のための取組に努めています。

(2) 教職員の健康管理

教職員の心身の健康の保持は、教育活動全般に直結するものですが、社会や家庭を取り巻く環境が変化していく中で、業務の多忙化やストレスの増加等により、心身の健康に不調をきたす教職員は毎年100人を超える状況が続いています。

特に精神疾患に関しては、本県の教職員の病欠休職者に占める精神疾患による休職者の割合でみると、ここ数年は40%～50%で推移しており、全国の教員の状況(約60%)と比較すると低いものの、深刻な状況が続いています。

また、本県教職員の過去10年間における現職死亡の死因の第1位は悪性腫瘍であり、疾病別休職者数の割合をみても、精神疾患によるものに次いで第2位となっていることから、教職員のがん予防及び早期発見のため、がん検診の受診率向上に向けた取組がより強く求められる状況となっています。



(3) 教職員の服務規律確保

教職員による体罰について平成24年度に調査した結果、本県においても多くの体罰が発生していた事実が明らかになりました。さらに、教職員による不祥事も相次いで発生しており、県民の学校教育に対する信用が揺らいでいる状況となっています。

こうしたことから、服務規律確保の徹底を一層図るため、各学校において、自校の課題を全教職員で分析して課題に応じた具体的な行動を行うための「教職員の服務規律のための行動計画」を作成・実行させ、校長が随時実施状況を把握し、定期的に点検するなどの取組を行っています。

2 課題

- (1) 働きやすい職場環境づくりを進めること
- (2) 教職員の心身の健康を保持すること
- (3) 教育職員としての使命感や倫理観を高め、服務規律の確保を徹底すること

3 取組の方向

- (1) 学校の組織運営体制の充実を図り、学校経営上の課題等にチームとして対応できるようにします。
- (2) 教職員同士のコミュニケーションを図る機会を増やし、悩みや不安等を率直に話せる職場環境づくりを推進します。
- (3) 質の高い教育活動や適正な職務遂行を図るために、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠であるとの観点に立ち、総労働時間の短縮に努めます。
- (4) 教職員の心身の健康を保持・増進し、メンタルヘルス不調を回避するとともに、不調に陥った教職員については、早期発見、早期治療等の適切な措置が受けられるようにします。また、病気休暇・休職となった教職員については、円滑な職場復帰と再発予防が図られるよう支援します。
- (5) 健康診断を的確に行い、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- (6) 教職員一人ひとりが教育公務員としての使命を再認識し、県民に信頼される教職員となるよう服務規律確保の徹底に向けた取組を推進します。

4 主な取組内容

- (1) 学級経営や学習指導等についての悩みや不安を互いに共有し、解決に向けて助言し合えるよう、学年会や教科部会等の活性化を図ります。
- (2) 教務主任の週当たりの指導時間を引き続き軽減し、教職員への助言や各分掌の調整等、本来の職務に専念できるようにします。
- (3) 「新たな職」（主幹教諭や指導教諭等）について、国の動向や他県における成果と課題等の情報収集に努め、引き続き研究します。
- (4) 「勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」に基づき、管理職研修等で休暇の取得促進や学校運営の改善について指導します。
- (5) 学校におけるハラスメント防止に向けての取組を進めるとともに、県教育委員会に相談窓口を引き続き設置します。
- (6) 学校保健安全法及び労働安全衛生法等に基づき教職員の健康診断を的確に実施するとともに、公立学校共済組合や群馬県教職員互助会とも連携して、教職員の健康管理を行います。
- (7) 定期健康診断、がん検診、人間ドック（がん検診を含む。）や健康診断等の事後措置・保健指導、特定健診・特定保健指導を行います。
- (8) 生活習慣改善に向けた特定保健指導の利用率やがん予防及び早期発見のためのがん検診の受診率を向上させます。
- (9) メンタルヘルス対策については、「心の健康づくり計画」に基づいて、関係機関との連携の下、メンタルヘルスチェック、各種メンタルヘルス研修、カウンセリングや相談事業、健康読本配布による健康情報の提供等、体系的な取組を実施します。また、同様の取組が市町村等教育委員会にも波及するよう支援します。
- (10) 職場復帰支援については、メンタルヘルス不調により病気休職を命ぜられ又は病気休暇を取得した教職員を対象として、関連要綱・要領に基づき、円滑な職場復帰と再発予防を念頭に置いて、関係機関と連携して適切に実施します。
- (11) 教職員の不祥事未然防止のための注意喚起を行うとともに、自校の課題を全教職員で分析し、課題に応じた具体的な行動を行うための「教職員の服務規律のための行動計画」を作成・実行します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 学校の教育目標やその達成に向けた方策について、全教職員の間で共有し、取組に当たっている小・中学校の割合	「よくしている」 59.8%	「よくしている」 100%
(2) 公立学校教員の病気休職者に占める精神疾患による休職者の割合	48.6%(H24) (全国の割合59.5%)	全国の割合以下